

札幌市消防局職員の処分について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いました。

記

1 事案の概要

被処分者は、令和4年10月3日午前10時30分ごろ、自宅において被害者（40歳代・女性）の身体を触るなどのわいせつ行為をし、その際、けがを負わせたとして、同年12月5日午後5時28分、強制わいせつ致傷事件の被疑者として逮捕された。

被処分者は、同月27日に不起訴処分となっているが、調査の結果、強制わいせつ致傷に該当する行為があったものと認められ、このことは、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反し、消防職員としてあるまじき行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

令和5年3月28日（火）

3 被処分者

消防局東消防署警防課 消防司令補（一般職）

浅水 修太（あさみず しゅうた） 42歳

4 処分内容

懲戒免職